

「シニアワーキングさっぽろ2026開催業務」に係る公募型企画競争について、下記のとおり告示する。

令和8年（2026年）5月7日

札幌市長 秋元克



記

1 担当部局

〒060 - 8611 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市経済観光局経営雇用支援部雇用労働課
電話（011）211 - 2278

2 契約に関する事項

(1) 業務名

シニアワーキングさっぽろ2026開催業務

(2) 業務内容

高齢者雇用のノウハウを学ぶセミナーや、就労を希望する高齢者と人材確保が課題となっている企業のマッチングを図る体験付き仕事説明会を行うことで、高齢者の就業及び企業の人手不足解消を支援する。

詳細は「シニアワーキングさっぽろ2026開催業務 企画提案仕様書」による。

(3) 履行期間

契約締結日～令和9年3月19日（金）

(4) 契約に至るまでの流れ

ア 企画競争参加者の募集及び企画提案書の受付

イ 書類審査の実施（企画提案書提出者が5者以上の場合）

ウ 企画提案プレゼンテーションの実施

エ 企画競争実施委員会による審査

オ 上記エの審査で評価が最も高い1者を契約候補者として選定

カ 上記オの契約候補者と所定の手続きを経て、委託契約を締結する。

なお、企画競争の応募方法及び提出書類の詳細については、提案説明書及び企画提案仕様書による。

3 参加資格

この企画提案に応募できるのは、民間企業、NPO法人、公益法人その他の法人及び法人以外の団体並びに個人（以下「企業等」という。）とする。また、次の全ての条件に該当する企業等のみ、応募することができる。

(1) 札幌市内に活動拠点（本社または営業所等）を有していること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者

(3) 企画提案書の提出期限において、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けていないこと。

(4) 札幌市の契約規則に基づく契約者としての不適格要件に該当しない者

(5) 札幌市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者

- (6) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第1項第2号の規定によるもの）に該当しない者。または暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係しない者
- (8) 政治団体（政治資金規正法第3条の規定によるもの）に該当しない者
- (9) 宗教団体（宗教法人法第2条の規定によるもの）に該当しない者
- (10) 企画提案方式による応募を行う時点において、法令に違反する事実がなく、かつ、事業を実施する時点において法令に違反しないことが確実であると認められること。
- (11) 複数企業による共同企業体（JV）での応募ではないこと。

4 仕様書等の取得方法

札幌市公式ホームページに公開する。